

| 実証事業委託契約標準契約書（新）   | 実証事業委託契約標準契約書（旧）  |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">実証事業委託契約標準契約書</p> <p style="text-align: right;">平成15年10月 1日制定<br/>(中略)</p> <p style="text-align: right;">2023年 9月29日改正<br/><u>2024年 3月29日改正</u></p> <p>(目次)</p> <p>実証事業委託契約標準契約書</p> <p>(目次)</p> <p>1. 実証事業委託<u>契約標準</u>契約書雛型</p> <p>2. 実証事業委託契約約款</p> <p>(1) 約款本文</p> <p style="padding-left: 20px;">第1章 ～ 第5章 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第6章 雑則 (第26条-第4<u>4</u>条)</p> <p style="padding-left: 20px;">特記事項 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">附則 (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>1. 実証事業委託<u>契約標準</u>契約書雛型</p> <p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(委託業務の実施)</p> <p>第4条</p> <p>第1項 ～ 第2項 (略)</p> <p>3 本契約締結後、甲によって前項の約款が改正されたときは、改正後の約款が適</p> | <p style="text-align: center;">実証事業委託契約標準契約書</p> <p style="text-align: right;">平成15年10月 1日制定<br/>(中略)</p> <p style="text-align: right;">2023年 9月29日改正</p> <p>(目次)</p> <p>実証事業委託契約標準契約書</p> <p>(目次)</p> <p>1. 実証事業委託契約書雛型</p> <p>2. 実証事業委託契約約款</p> <p>(1) 約款本文</p> <p style="padding-left: 20px;">第1章 ～ 第5章 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第6章 雑則 (第26条-第4<u>3</u>条)</p> <p style="padding-left: 20px;">特記事項 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">附則 (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>1. 実証事業委託契約書雛型</p> <p>第1条 ～ 第3条 (略)</p> <p>(委託業務の実施)</p> <p>第4条</p> <p>第1項 ～ 第2項 (略)</p> <p>3 本契約締結後、甲によって前項の約款が改正されたときは、改正後の約款が適</p> |

| 実証事業委託契約標準契約書（新）   | 実証事業委託契約標準契約書（旧）   |
|--|--|
| <p>用されるものとする。この場合、<u>委託期間が終了し、又は本契約が解除された場合を除き</u>、乙は、甲に対し、変更契約書を作成するよう求めることができる。</p> <p>第5条 ～ 第8条 （略）</p> <p>（存続条項）</p> <p>第9条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は本契約が解除された場合であっても、<u>第4条及び</u>前条の規定は、対象事由が消滅するまで引き続き効力を有するものとする。</p> <p>本契約の締結を証するため、契約書〇通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。<u>ただし、甲が提供する電子情報処理組織を用いて契約を締結する場合において、甲が指定するときは、別途定めるところによるものとする。</u></p> <p>2. 実証事業委託契約約款</p> <p>（1）約款本文</p> <p>第1条 ～ 第40条 （略）</p> <p>（存続条項）</p> <p>第41条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第27条、第28条若しくは第29条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。</p> <p>第一号 （略）</p> <p>二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。</p> <p>第4条、第19条、第20条第3項から第7項まで及び第9項<u>から第12項ま</u></p> | <p>用されるものとする。この場合、乙は、甲に対し、変更契約書を作成するよう求めることができる。</p> <p>第5条 ～ 第8条 （略）</p> <p>（存続条項）</p> <p>第9条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は本契約が解除された場合であっても、前条の規定は、対象事由が消滅するまで引き続き効力を有するものとする。</p> <p>本契約の締結を証するため、契約書〇通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。</p> <p>2. 実証事業委託契約約款</p> <p>（1）約款本文</p> <p>第1条 ～ 第40条 （略）</p> <p>（存続条項）</p> <p>第41条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第27条、第28条若しくは第29条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。</p> <p>第一号 （略）</p> <p>二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。</p> <p>第4条、第19条、第20条第3項から第7項まで及び第9項、第20条の2</p> |

| 実証事業委託契約標準契約書（新）  | 実証事業委託契約標準契約書（旧）  |
|---|---|
| <p><u>で</u>、第20条の2第1項、第2項及び第7項から第14項まで、第21条、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条、第32条から第34条まで、第36条、第38条、第38条の2第1項から第6項まで<u>並びに</u>第40条第1項第三号<br/>第三号（略）</p> <p>第42条（略）</p> <p><u>（その他必要な事項）</u></p> <p><u>第43条 本契約に定めるもののほか、本契約に関し必要な事項は、甲が別にこれを定める。</u></p> <p>（その他定めのない事項等の取扱）</p> <p>第4<u>4</u>条 本契約に定める事項について生じた疑義又は本契約について定めのない事項については、甲乙協議して解決するものとする。</p> <p>特記事項（略）</p> <p>附 則<br/>この標準契約書は、平成16年4月1日から施行する。<br/>（中略）<br/>附 則<br/>1. この標準契約書は、2023年10月1日から施行し2023年度事業から適用する。</p> <p><u>附 則</u></p> | <p>第1項、第2項及び第7項から第14項まで、第21条、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条、第32条から第34条まで、第36条、第38条、第38条の2第1項から第6項まで<u>及び</u>第40条第1項第三号<br/>第三号（略）</p> <p>第42条（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（その他定めのない事項等の取扱）</p> <p>第4<u>3</u>条 本契約に定める事項について生じた疑義又は本契約について定めのない事項については、甲乙協議して解決するものとする。</p> <p>特記事項（略）</p> <p>附 則<br/>この標準契約書は、平成16年4月1日から施行する。<br/>（中略）<br/>附 則<br/>1. この標準契約書は、2023年10月1日から施行し2023年度事業から適用する。</p> <p><u>（新設）</u></p> |

実証事業委託契約標準契約書（新）

1. この標準契約書は、2024年4月1日から施行し2024年度事業から適用する。
2. ただし、改正後の約款第41条第1項第二号及び第43条の規定は、2024年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

（2）様式

様式第1 ～ 様式第3-2 （略）

様式第4 委託業務（実績・中間実績）報告書

様式第5 ～ 様式第13 （略）

（3）実証事業委託契約約款別表

別紙1-1 ～ 別紙7 （略）

別紙8 委託業務従事日誌

別紙9 ～ 別紙10 （略）

別紙11 委託業務従事月報

別紙12-1 ～ 別紙17 （略）

（4）実証事業委託費積算基準

第1 実施計画書、委託費項目別明細表及び支出した委託費を整理するに当たっては、次のとおりとする。

| 項目           |         |          | (摘要) |
|--------------|---------|----------|------|
| 大項目          | 中項目     | 内容       |      |
| I. 機械装置等費（略） |         |          |      |
| II. 労務費      | 1. 研究員費 | 委託業務に直接従 |      |

実証事業委託契約標準契約書（旧）

（2）様式

様式第1 ～ 様式第3-2 （略）

様式第4 委託業務（実績・中間実績）報告書

様式第5 ～ 様式第13 （略）

（3）実証事業委託契約約款別表

別紙1-1 ～ 別紙7 （略）

別紙8 委託業務従事日誌

別紙9 ～ 別紙10 （略）

別紙11 委託業務従事月報

別紙12-1 ～ 別紙17 （略）

（4）実証事業委託費積算基準

第1 実施計画書、委託費項目別明細表及び支出した委託費を整理するに当たっては、次の通りとする。

| 項目           |         |          | (摘要) |
|--------------|---------|----------|------|
| 大項目          | 中項目     | 内容       |      |
| I. 機械装置等費（略） |         |          |      |
| II. 労務費      | 1. 研究員費 | 委託業務に直接従 |      |

| 実証事業委託契約標準契約書（新） |  |  |  | 実証事業委託契約標準契約書（旧） |  |   |  |
|------------------|--|--|--|------------------|--|---|--|
|                  |  | <p>事した研究者、設計者及び工員等（以下「研究員」という。）の労務費は、原則として、<u>①又は②に基づき算定する。</u></p> <p><u>①</u>甲が別に定める健保等級に基づく労務費単価表（時間単価用）の単価に基づき算定する。</p> <p><u>②</u>当該委託業務において申告したエフォートにて従事させる旨、乙から証明がなされた研究員（以下「エフォート専従者」という。）の場合は、労務費単価表（エフォート専従者用）の月額に申告したエフォートを乗じて算定する。</p> <p>健保等級を適用する者の労務費の算定においては、法定福利費（健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分）を含める</p> |  |                  |  | <p>事した研究者、設計者及び工員等（以下「研究員」という。）の労務費は、原則として甲が別に定める健保等級に基づく労務費単価表（時間単価用）の単価に基づき算定する。</p> <p><u>ただし、以下に掲げる場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>①</u> 当該委託業務において申告したエフォートにて従事させる旨、乙から証明がなされた研究員（以下「エフォート専従者」という。）の場合は、労務費単価表（エフォート専従者用）の月額に申告したエフォートを乗じて算出すること。</p> <p>健保等級を適用する者の労務費の算定においては、法定福利費（健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分）を含める</p> |  |

| 実証事業委託契約標準契約書（新） |  |   |  | 実証事業委託契約標準契約書（旧） |  |   |  |
|------------------|--|---|--|------------------|--|---|--|
|                  |  | <p>こととする<br/>（出向契約書等により出向先が法定福利費を負担していることが確認可能な場合の出向契約者を含む）。</p> <p>ただし、上記以外の出向契約者及び国民健康保険加入者を健保等級適用者として取り扱う場合は、法定福利費を含めない。</p> <p>なお、<u>①又は②による労務費単価表の適用が困難であると甲が了解した場合は、③に基づき算定することができる。</u></p> <p><u>③研究分担先である組合員毎に経理処理を行う技術研究組合等において、当該組合員が国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学若しくは高等専門学校又は国立研</u></p> |  |                  |  | <p>こととする<br/>（出向契約書等により出向先が法定福利費を負担していることが確認可能な場合の出向契約者を含む）。</p> <p>ただし、上記以外の出向契約者及び国民健康保険加入者を健保等級適用者として取り扱う場合は、法定福利費を含めない。</p> <p>なお、労務費単価表の適用<u>及び①の方法による算出</u>が困難であると甲が<u>あらかじめ</u>了解した場合には、<u>乙が国の委託事業において使用している受託規定に基づき算出することもできる。</u><u>この場合において、Iに含まれるものを除く。</u></p> |  |

| 実証事業委託契約標準契約書（新） |         |   |   | 実証事業委託契約標準契約書（旧） |         |   |   |
|------------------|---------|---|---|------------------|---------|---|---|
|                  | 2. 補助員費 | <p><u>究開発法人、独立行政法人若しくは地方独立行政法人である場合は、甲が別途定める業務委託費積算基準(大学用)又は業務委託費積算基準(国立研究開発法人等用)を準用して算定する。</u></p> <p>委託業務に直接従事したアルバイト、パート等の経費(ただし、Ⅰに含まれるものを除く。)</p> |   |                  | 2. 補助員費 | <p>委託業務に直接従事したアルバイト、パート等の経費(ただし、Ⅰに含まれるものを除く。)</p> |   |
| Ⅲ. その他経費（略）      |         |   |   | Ⅲ. その他経費（略）      |         |   |   |
| Ⅳ. 間接経費          |         | <p>上記経費を除く委託業務の実施に伴う乙の管理等に必要な経費</p>   | <p>1 間接経費の算定は、経費総額（Ⅰ～Ⅲ）に間接経費率を乗じて行うことを原則とする。</p> <p>2 間接経費率は、原則10%とするが、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。ただし、次項3に該当する中小企業及び次項4に該</p> | Ⅳ. 間接経費          |         | <p>上記経費を除く委託業務の実施に伴う乙の管理等に必要な経費</p>               | <p>1 間接経費の算定は、経費総額（Ⅰ～Ⅲ）に間接経費率を乗じて行うことを原則とする。</p> <p>2 間接経費率は、原則10%とするが、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。ただし、次項3に該当する中小企業及び次項4に該</p> |

| 実証事業委託契約標準契約書（新） |  |  |  | 実証事業委託契約標準契約書（旧） |  |  |  |
|------------------|--|--|--|------------------|--|--|--|
|                  |  |  | <p>当する技術研究組合等については、間接経費率は20%（甲が別に指示する場合はその率）とし、次項6に該当する大学等及び次項7に該当する国立研究開発法人等については、間接経費率は、原則、30%とするが、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。ただし、大学等及び国立研究開発法人等において2021年度以前に締結した契約については、次項8のとおりとする。<u>また、研究分担先である組合員毎に経理処理を行う技術研究組合等については、当該組合員毎に第2項から第8項までを準用して定められる間接経費率を用いる。</u></p> <p>3 前項のただし書きに定める中小企業は、中小企業基本法第2条に該当する法人とする。ただし、中小企業基本法第2条に該当する法人であ</p> |                  |  |  | <p>当する技術研究組合等については、間接経費率は20%（甲が別に指示する場合はその率）とし、次項6に該当する大学等及び次項7に該当する国立研究開発法人等については、間接経費率は、原則、30%とするが、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。ただし、大学等及び国立研究開発法人等において2021年度以前に締結した契約については、次項8のとおりとする。</p> <p>3 前項のただし書きに定める中小企業は、中小企業基本法第2条に該当する法人とする。ただし、中小企業基本法第2条に該当する法人であ</p> |



| 実証事業委託契約標準契約書（新） |  |  |   | 実証事業委託契約標準契約書（旧） |  |  |   |
|------------------|--|--|---|------------------|--|--|---|
|                  |  |  | <p>っても甲が別に定める「みなし大企業等」に該当する場合は、中小企業に該当しないものとする。</p> <p>4 第2項のただし書きに定める技術研究組合等は、当該組合の組合員である会社法に定める会社のうち、3分の2以上が中小企業基本法第2条に該当する法人で構成する組合とする。ただし、中小企業基本法第2条に該当する法人であっても甲が別に定める「みなし大企業等」に該当する場合は、中小企業に該当しないものとする。</p> <p>5 第2項のただし書きに定める中小企業及び技術研究組合等の判定に当たっては、次のとおりとする。</p> <p>一. 契約の締結時は、契約を締結する事業年度の4月1日時点における最新のデータから判断</p> |                  |  |  | <p>っても甲が別に定める「みなし大企業等」に該当する場合は、中小企業に該当しないものとする。</p> <p>4 第2項のただし書きに定める技術研究組合等は、当該組合の組合員である会社法に定める会社のうち、3分の2以上が中小企業基本法第2条に該当する法人で構成する組合とする。ただし、中小企業基本法第2条に該当する法人であっても甲が別に定める「みなし大企業等」に該当する場合は、中小企業に該当しないものとする。</p> <p>5 第2項のただし書きに定める中小企業及び技術研究組合等の判定に当たっては、次のとおりとする。</p> <p>一. 契約の締結時は、契約を締結する事業年度の4月1日時点における最新のデータから判断</p> |

| 実証事業委託契約標準契約書（新） |  |  |   | 実証事業委託契約標準契約書（旧） |  |  |   |
|------------------|--|--|---|------------------|--|--|---|
|                  |  |  | <p>するものとする。ただし、契約を締結する事業年度の4月1日時点で設立されていない企業及び技術研究組合等は、甲が別に定めるところによる。</p> <p>二. 複数年契約における次年度分は、次年度4月1日時点における最新のデータで判断する。</p> <p>6 第2項のただし書きに定める大学等は、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学及び高等専門学校とする。</p> <p>7 第2項のただし書きに定める国立研究開発法人等は、国立研究開発法人、独立行政法人及び地方独立行政法人とする。</p> <p>8 間接経費率は、大学等の場合は原則15%、国立研究開発法人等の場合は原則10%とするが、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。なお、研究機関とし</p> |                  |  |  | <p>するものとする。ただし、契約を締結する事業年度の4月1日時点で設立されていない企業及び技術研究組合等は、甲が別に定めるところによる。</p> <p>二. 複数年契約における次年度分は、次年度4月1日時点における最新のデータで判断する。</p> <p>6 第2項のただし書きに定める大学等は、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学及び高等専門学校とする。</p> <p>7 第2項のただし書きに定める国立研究開発法人等は、国立研究開発法人、独立行政法人及び地方独立行政法人とする。</p> <p>8 間接経費率は、大学等の場合は原則15%、国立研究開発法人等の場合は原則10%とするが、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。なお、研究機関とし</p> |

| 実証事業委託契約標準契約書（新）  |  |  |   | 実証事業委託契約標準契約書（旧）  |  |  |   |
|---|--|--|---|---|--|--|---|
|   |  |  | て委託業務に直接従事する研究員又はその研究員が所属する研究室等に対し、当該研究員が必要とする間接経費の配分を行う場合には、大学等の場合は前記の間接経费率15%に15%加算、国立研究開発法人等の場合は前記の間接経费率10%に10%加算することができる。 |   |  |  | て委託業務に直接従事する研究員又はその研究員が所属する研究室等に対し、当該研究員が必要とする間接経費の配分を行う場合には、大学等の場合は前記の間接経费率15%に15%加算、国立研究開発法人等の場合は前記の間接経费率10%に10%加算することができる。 |
| V. 再委託費・共同実施費（略）  |  |  |   | V. 再委託費・共同実施費（略）  |  |  |   |
| <p>第2 経費算定の対象とする支出額は、原則として、委託期間中に委託業務を行うに当たって発生し、かつ、支払われた経費とし、委託期間外に発生又は支払われた経費は認めないものとする。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>1 委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が<u>委託業務実績報告書を乙が甲に提出する日</u>までのもの。</p> <p>2 委託期間中に直接従事した時間に要する労務費、製作設計費及び加工費。</p> <p><u>3 （削除）</u></p> |  |  |   | <p>第2 経費算定の対象とする支出額は、原則として、委託期間中に委託業務を行うに当たって発生し、かつ、支払われた経費とし、委託期間外に発生又は支払われた経費は認めないものとする。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>1 委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が<u>委託期間終了日の翌月末日</u>までのもの。</p> <p>2 委託期間中に直接従事した時間に要する労務費、製作設計費及び加工費。</p> <p><u>3 委託期間中に発生した再委託費・共同実施費であって、委託業務実績報告書または委託業務中間実績報告書を乙が甲に提出する前までに、乙が再委託先・共同実施先に対し支払いを完了したものを。</u></p> |  |  |   |

実証事業委託契約標準契約書（新）

第3 （略）

実証事業委託契約標準契約書（旧）

第3 （略）